

○内閣府令第 号

保険業法（平成七年法律第百五号）第十三条の規定により読み替えて適用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十六条第二項並びに保険業法第五十四条の四第二項及び第五十四条の十第四項の規定に基づき、並びに信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）を実施するため、信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第一条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定

と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定金庫における計算関係書類の監査)</p> <p>第三十一条 「略」</p> <p>2 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六 第二号又は第三号の意見があるときは、業務報告及びその附属明細書の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容</p> <p>七・八 「略」</p> <p>3 前項第七号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>4 「略」</p>	<p>(特定金庫における計算関係書類の監査)</p> <p>第三十一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>六・七 「同上」</p> <p>3 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>4 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定信用協同組合等における計算関係書類の監査) 第二十五条 「略」</p> <p>2 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 「一〇五 略」</p> <p>六 第二号又は第三号の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容 七・八 「略」</p> <p>3 前項第七号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 「一〇三 略」</p> <p>4 「略」</p>	<p>(特定信用協同組合等における計算関係書類の監査) 第二十五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」 「号を加える。」</p> <p>六・七 「同上」</p> <p>3 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 「一〇三 同上」</p> <p>4 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(保険業法施行規則の一部改正)

第三条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

格 出 総

別紙様式第 1 号 (第17条の 7 関係) (日本産業規格 A 4)

会 計 監 査 報 告 書	年 月 日
保険株式会社	
御中	
事務所名	
公認会計士 氏 名	

(記載上の注意)

[1 ~ 4 略]

5 2 の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容を記載すること。

6 [略]

別紙様式第 1 号 (第27条の 2 関係) (日本産業規格 A 4)

会 計 監 査 報 告 書	年 月 日
保険相互会社	
御中	
事務所名	
公認会計士 氏 名	

(記載上の注意)

[1 ~ 4 略]

5 2 の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書の内容

格 出 編

別紙様式第 1 号 (第17条の 7 関係) (日本産業規格 A 4)

会 計 監 査 報 告 書	年 月 日
保険株式会社	
御中	
事務所名	
公認会計士 氏 名	

(記載上の注意)

[1 ~ 4 同左]

[加える。]

5 [同左]

別紙様式第 1 号 (第27条の 2 関係) (日本産業規格 A 4)

会 計 監 査 報 告 書	年 月 日
保険相互会社	
御中	
事務所名	
公認会計士 氏 名	

(記載上の注意)

[1 ~ 4 同左]

[加える。]

と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容を記載すること。

6 [略]

別紙様式第1号の5 (第17条の7関係) (日本産業規格A4)

会計監査報告書	年	月	日
少額短期保険株式会社			
御中			
事務所名			
公認会計士氏名			

(記載上の注意)

[1～4 略]

5 2の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容を記載すること。

6 [略]

別紙様式第1号の5 (第27条の2関係) (日本産業規格A4)

会計監査報告書	年	月	日
少額短期保険相互会社			
御中			
事務所名			
公認会計士氏名			

(記載上の注意)

5 [同左]

別紙様式第1号の5 (第17条の7関係) (日本産業規格A4)

会計監査報告書	年	月	日
少額短期保険株式会社			
御中			
事務所名			
公認会計士氏名			

(記載上の注意)

[1～4 同左]

[加える。]

5 [同左]

別紙様式第1号の5 (第27条の2関係) (日本産業規格A4)

会計監査報告書	年	月	日
少額短期保険相互会社			
御中			
事務所名			
公認会計士氏名			

(記載上の注意)

<p>[1～4 略]</p> <p><u>5</u> 2の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容を記載すること。</p> <p><u>6</u> [略]</p>	<p>[1～4 同左]</p> <p>[加える。]</p> <p><u>5</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は加記しない。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三十一条第二項及び第三項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については、なお従前の例による。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第二十五条第二項及び第三項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。

(保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第一号記載上の注意及び別紙様式第一号の五記載上の注意の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。